

# 次期「ふじのくに「有徳の人」づくり大綱」及び「教育振興基本計画」に関するパブリックコメント意見に対する県及び県教育委員会の対応

(スポーツ・文化観光部 総合教育局 総合教育課)

1 意見募集期間 令和3年12月22日(水)から令和4年1月12日(水)まで

2 意見提出 12人・計34件

### 3 意見区分

区 分		件 数
A	御意見を踏まえて案を修正する	7件
B	御意見の趣旨を踏まえて取り組む	15件
C	原案のとおりとする	11件
D	大綱又は計画に記載済み	1件
合 計		34件

### 4 大綱に関する意見と対応 (8件)

No.	意見要旨	区分	対応(方向性)
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の基本理念は誰に向けてのものなのか。大人の描く理想の人を基本理念にしていると受け取れる。</li> <li>基本理念の内容を、「全ての子どもの教育を受ける権利を保障する事(現在は、学校に来た人だけが最低限の教育を受けることができている。)」と「子どもの自己決定を尊重し、見守り、応援し、希望によりサポートや助言をする事(現在は、大人が決めた事を子どもにやらせている。)」としてはどうか。「子どもの権利を守ること」を“ふじのくに”における教育の基本理念としてほしい。素案の「自立を目指せ、徳を積み、才徳兼備になれ」では、ますます子どもを追い詰めてしまいそうで心配している。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>大綱及び計画は、子どもから大人までを対象としたものであり、教育の基本理念は全ての県民に向けたものです。</li> <li>県づくりの礎は「人」であり、「人づくり」の柱は教育であると考えています。そこで、自らの個性に応じて能力を磨き、自分や他人を大切にする心を持って、社会や人のために行動する、「才」と「徳」を兼ね備えた「才徳兼備」の人を「有徳の人」と捉え、その育成に向けて取り組んでいくこととしています。</li> <li>こうした考え方の下、全ての人が人生の夢を実現でき、幸せを実感できる社会を目指して、誰一人取り残さない教育に取り組み、一人ひとりの中にある「才」と「徳」を高めることを通じ、本県の未来を担う「有徳の人」の育成を社会全体で進めていきます。</li> <li>「有徳の人」について子どもを含めた県民の皆様に理解していただけるよう、大綱の「「有徳の人」とは」において、具体的な人物像等を分かりやすく事例も列記しながら記載しました。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本理念の「有徳の人」というフレーズが不自然に感じる。エリート意識が感じられ、「誰一人取り残さない教育」や「自他を大切にする」、「多様な生き方と価値観」や「多様な人材を生む」となじまない。</li> <li>基本理念を見直し、エリート教育中心に見える「有徳の人」をやめ、「全ての子ども達が安全な環境の中で、安心して自分らしく成長できる」ことを目指してはどうか。</li> </ul>	B	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「有徳の人」、「才」、「徳」、「才徳兼備」が具体的に何を指すのかよく分からない。</li> </ul>	A	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>「鼎立」を読める人がどれだけいるのか。ふりがなは最低限必要である。子どもにも分かるような基本理念ではダメなのか。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>「有徳の人」づくり宣言にある「鼎立」にふりがながを補記しました。</li> </ul>

No.	意見要旨	区分	対応（方向性）
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>「有徳の人」づくり宣言の二項目にある「生涯にわたって自己を高める学びの場を提供し、多様な人材を生む教育環境を実現します」について違和感を感じる。教育における多様性とは、不登校、障がい、LGBT、外国籍などのマイノリティの人たちのことを示すものと思う。多様性は、ありのままを受け入れるもので「人材を生む」ものではないと考えるが、どうか。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>「有徳の人」づくり宣言の二項目目は、個人の能力や個性を地域社会で発揮できるようにしていくための教育環境を実現していこうとするものであり、それにより地域社会に貢献する「多様な人材」が生まれ、活力に満ちた地域づくりにつながると考えています。</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>「重点」が多い。「重点」という限りは、本当に何に力を入れたいのかをもっと絞ってはどうか。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>大綱では、重点的に取り組むべき施策の方向性を「重点取組方針」として掲げています。次期大綱では、現状や課題を踏まえ、9項目に整理しました。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>「実学」という言葉の定義を明記する必要があるのではないか。この大綱は県民に伝えるものであるため、多くの人に知ってもらう必要がある。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業教育をはじめ、スポーツ、芸術等の様々な分野において自らの能力を伸ばす実践的な学問を「実学」と捉え、「技芸を磨く実学」の奨励に取り組んでいます。</li> <li>大綱では、「技芸を磨く実学」の奨励のための方針を重点取組方針として記載することで説明していますが、様々な機会や手法により周知を図ります。</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の実態に即した教育行政の推進だけではなく、誰一人取り残さない教育の実現を目指すのなら、全ての児童生徒に、豊かな教育環境づくりとなるよう行政が推進していくことを明記したらどうか。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての児童生徒に対して豊かな教育環境を実現するため、社会総がかりで教育を推進することとしています。</li> </ul>

## 5 計画に関する主な意見と対応（26件）

No.	意見要旨	区分	対応（方向性）
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>(P.3)「(4)多様性に対する意識の高まりや社会問題の多様化」という見出しでは課題が見えにくいと感じるので、「教育現場における社会問題」などとしてはどうか。特に、学校教育現場における児童生徒の不登校やいじめや中退および教員の心身疲労による休職退職といった学校教育上の問題は、社会全体の現状に問題の根元があるに留まらず、学校教育のあり方に多くの課題があるという点が強調されるべきではないか。</li> <li>また、フリースクールやホームエデュケーションなど代替的とも言われる学びの場が模索されている現状も加筆されるべきではないか。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>「多様性に対する意識の高まりや社会問題の多様化」では、社会全体の現状と問題を記載しており、学校現場における課題については、「社会変化に応じた学校づくりや学校のガバナンス・コンプライアンス強化の必要性の増大」で記載しています。</li> <li>「2-(4)」に「個々の児童生徒の自立に向けた学校外の居場所や多様な学びの場が求められている」旨を追記しました。</li> </ul>

No.	意見要旨	区分	対応（方向性）
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P.6) 基本理念・基本方針が分かりにくい。もっと平易な言葉で表せないか。「有徳な人＝優秀な人材」と感じている人が多い。そこに当てはまらないとされる子ども（学校に馴染めない子、障害のある子、貧困家庭の子など）は、最初から取り残されているように感じる。有徳な人が増えると多様性の尊重につながるのかがよく分からない。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「有徳の人」とは、自らの個性に応じて能力を磨き、自分や他人を大切にする心を持って、社会や人のために行動する、「才」と「徳」を兼ね備えた「才徳兼備」の人であると捉えており、大綱の「有徳の人」とは」の中で、「有徳の人」について、より分かりやすく具体的な人物像等を記載しました。</li> <li>・誰一人取り残さない教育に取り組み、一人ひとりの中にある「才」と「徳」を高めることを通じ、本県の未来を担う「有徳の人」の育成を社会全体で進めていきます。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「誰一人取り残さない」という理念は重要であるが、更に、教育を受ける子供の「幸福」についての理念が明確な言葉で表現されれば尚よいと思う。</li> <li>・(P.7、P.8)「(2)新たな時代に求められる教育施策」、「(3)施策を推進する上で共通の視点」に子どもの幸福を加筆すべき。</li> </ul>	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新たな時代に求められる教育施策」及び「施策を進める上での共通の視点」では、「全ての人が自らの夢を実現でき、幸せを実感できる地域社会の実現を目指している」旨を記載しており、全ての県民の幸福の実現を目指して取組を推進することとしています。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P.11)「重点取組1」に「ICT等の活用による新たな学びの展開」とあるが、一般的な用途以外の視点(ユニバーサルデザインや合理的配慮など)が欠けているように思う。</li> <li>・学び方の違う子ども(LDなど発達障害)や感覚過敏などにより学校に通うことが困難な子どもの特性を発見・アセスメントし、その子に合った学習ツール(デジタル教科書等)や学習環境を本人と保護者、学校現場へ提案し「学びの補償を展開する仕組み」が必要ではないか。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第1章-1-(2)-ア」に「特別支援教育、登校困難者等へのICTを活用した学びの推進」を記載しています。個々に応じた学習を通して、全ての児童生徒に必要な資質・能力が育成されるよう努めます。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P.11)「重点取組2」の「社会的・職業的自立に向けた教育の推進」の中に、学校間・校種間の連携・接続とあるが、校種間の連携には私立学校(通信制高校も含めて)も含まれるのか。</li> <li>・働くことは大切だが様々な理由で働けなくなることもあり、メンタルヘルスについての学びや社会保障(困ったときにヘルプを出せるスキルの獲得)も合わせて必要な学びではないか。静岡県はどんなことがあっても安心して暮らしていける故郷であるというメッセージを教育現場から発信してはどうか。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が「自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ」である「キャリア・パスポート」は、学年・校種間で引継ぎ活用します。私立学校も含まれ、中学校から高等学校への引継ぎは原則として生徒が進学先に提出します。</li> <li>・発達障害等のため学習上又は生活上の困難のある生徒を対象として、静岡中央高校での通信制3キャンパスで自校通級、また、巡回による通級指導を高校からの要請に基づき実施し、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、個々の状況に応じた指導を行っています。</li> <li>・また、県内の高校に在籍し対人関係の構築を困難とする生徒を対象としたコミュニケーションスキル講座を実施しています。</li> <li>・「誰一人取り残さない教育の実現」を基本方針に掲げ、全ての県民が自分らしく生きていけるよう支援の充実を図るとともに、多様性が尊重される社会の実現を目指す取組を進めます。</li> </ul>

No.	意見要旨	区分	対応（方向性）
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P.13)「重点取組4」の「多様な課題に応じたきめ細かい支援」について、様々な課題を抱えた子どもの課題をアセスメントできる外部人材（医療・福祉）の確保と連携、課題への正しい理解と指導ができる教育現場の人材の確保・育成や、既存の教え方とは異なる公立学校（オルタナティブ教育など）の設立が、不登校生数が全国10位の静岡県急務ではないか。</li> <li>・他県の成功例（神奈川県や東京都の内申点に縛られない学び直しができる高等学校、岐阜県の不登校専門中学校など）を積極的に取り入れるなど、子どもに寄り添った教育を取り入れる時期ではないか。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な課題を抱えた児童生徒への対応として、全小・中学校へスクールカウンセラーを、全市町へスクールソーシャルワーカーを配置し、心理面、福祉面において支援しています。今後も、人材確保に努めるとともに、専門性の向上に向けた研修を推進します。</li> <li>・また、様々な理由により9年間の普通教育を十分に受けられなかった人や十分に受けられないまま卒業をした人に対し、義務教育を受ける機会を提供するため、令和5年4月に、静岡県立夜間中学（ナイト・スクール・プログラム）を磐田市と三島市に設置し、「誰一人取り残さない教育の実現」を図ります。</li> <li>・さらに、特別支援教育コーディネーターを中心に、児童生徒一人一人の状況を把握し、1人1台端末等を適切に活用するなど、個々に応じた学習を通して、全ての児童生徒に必要な資質・能力が育成されるよう努めます。</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P.13)「重点取組4」の「特別な支援が必要な児童生徒への教育の充実」について、ここには私立高等学校（通信制も含む）に進んだ子どもは含まれるのか。</li> <li>・将来的に自立への道が難しい「自閉・情緒学級」の生徒や発達障害グレーゾーンとされる子どもの多くが私立の通信制高校へ進学しているが、教育委員会で追跡調査や福祉機関と情報共有がなされていない。関係機関との情報共有するべきである。卒業後や中退後に社会に適応できず、引きこもりや深刻な二次被害を受ける可能性が高い子どもへの大事な支援と考える。浜松市における「はますくファイル」を生涯にわたり活用するなど、義務教育後に公教育から外れたとしても静岡県教育委員会もしくは他の公的機関が「切れ目のない支援」を行っていることを、他県（愛知県、神奈川県）のように教育委員会のHPなどで具体的に示して欲しい。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県で所管する私立の通信制高校では、中学校において保護者の同意を得た個別指導計画などの情報を中学校から提供いただき、生徒指導に活用しています。</li> <li>・また、中学校において保護者の同意を得られなかった場合等、個別支援計画などの情報を中学校から提供いただけなかった場合であっても、当該中学校とは適宜情報共有を図っており、切れ目のない支援に努めています。</li> <li>・圏域や地域の自立支援協議会での課題検討や情報共有をはじめ、県内2か所に設置した発達障害者支援センターが実施する機関連携（学校訪問、会議での情報共有・意見交換など）を通して連携強化を図り、発達障害のある子どもに対して切れ目なく必要な支援が受けられるよう取り組みます。</li> <li>・ライフステージを通じて円滑な支援を受けられるよう、保護者と支援機関の情報共有のためのツールとして県が静岡県手をつなぐ育成会に委託して作成した相談支援ファイルの普及に努めています。</li> <li>・ひきこもり支援センターでは、ひきこもり対策連絡協議会において、教育委員会等との情報の共有を図り連携強化を協議するなど、教育関係機関と連携したひきこもり支援に取り組んでいます。</li> <li>・高等学校においては、生徒の退学後についての十分な相談等の実施や、若者サポートステーション等との連携を支援しています。</li> <li>・こうした取組については、県又は県教育委員会HP、教育委員会広報紙「Eジャーナル」に掲載し、随時広報します。</li> </ul>

No.	意見要旨	区分	対応（方向性）
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P.16)「本県における現状と課題」について、質の高い授業、学びの保障のためには、人的配置拡大は不可欠である。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県単独措置により、令和元年度に小・中学校における静岡式35人学級編制の下限撤廃が完成し、学習面や生徒指導面において、きめ細かな指導・支援が可能となっています。令和3年度は県単独措置教員として、86人を配置しました。また、文部科学省へ学級編制基準の見直し(中学校における通常学級35人以下学級編制、特別支援学級6人以下学級編制)による教職員の定数改善について、毎年「静岡県の提案」として要望しています。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P.17)「成果指標」に、「全国規模の学力調査で全国平均を上回る科目の割合」について標記していることに疑問を感じる。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国学力・学習状況調査の結果については、本県の児童生徒の学力や学習状況を表すデータとして取り上げています。本来なら絶対値で学習向上度合いを測るべきところですが、毎年度問題や対象者が変わるため、相対的ではあるものの、全国平均の到達状況により概ね当県の学力状況を反映できるものと考え、指標として採用しています。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P.17)「施策群ア」の説明文に、「静岡式35人学級編制を充実させる…」と記載があるが、義務標準法が改正され、国による小学校の35人学級編制が実施されることを考えると、静岡県として次の施策が欲しい。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では、令和元年度に全小・中学校において静岡式35人学級編制の下限撤廃が実現しています。令和4年度以降も、この体制が維持できるように努めていくとともに、まずは35人学級編制の効果等を検証します。</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古い教育のうち、大人が必要なかった項目(dLなど)や持ち物(算数ボックスなど)・宿題(計卜漢卜など)を時間をかけて全て見直して、空いた所に新しい項目を入れるのはどうか。</li> <li>・今の学校の児童・生徒・教員たちは日々に追われ余白がないため、余白を作って、心の余裕ができるように教育に変えてほしい。それこそが「有徳の人」を生むのではないか。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育の質の向上」と「教職員の心身の健康の保持増進」を目指し、県教育委員会は「学校の働き方改革推進プロジェクト」を立ち上げました。県内の公立小中学校33校が働き方改革推進校として業務改善を推進し、教員が心にゆとり持って教育活動に当たれるようにしており、その成果の周知等、引き続き取組を推進します。</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P.24)「活動指標」の「学校司書等を配置している学校の割合」について、小学校では、地域の方々による読み聞かせや、図書ボランティアによる図書室の環境整備が行われ、子どもたちに読書週間が根付くような工夫がされている。学校司書についても、各校への配置が進んでいるものの、常勤ではなかったり、勤務時間が短かったりしている。子どもたちが学校にいる時間に対応できることは読書活動の一層の推進につながると考える。そのためには学校司書を配置している学校の目標値は100%を目指すべきである。</li> <li>・また、県内の読み聞かせ活動など関わる団体等の支援については、今以上に各市町、学校に情報が伝わるように取り組みを強化していく必要がある。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・司書教諭は学校図書館の専門的職務に携わっており、子どもの読書活動を推進していくために重要な役割を担っていると考えています。そのため、県教育委員会では、学校図書館法に則り、県内全ての12学級以上の小中学校へ司書教諭を配置するとともに、各市町教育委員会に国からの地方財政措置の活用を求めています。</li> <li>・本県の学校司書等の配置割合はどの校種も全国平均を15%程度上回っていますが、学校図書館の充実を図るため、年間1～2%の増加を目指し計画期間の目標値を設定しております。</li> <li>・市町との連携を強化し、県が実施する人材育成事業や研修会等の情報を、子どもの読書活動に関わる方や学校等に広く発信しています。引き続き、取組を推進します。</li> </ul>

No.	意見要旨	区分	対応（方向性）
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P. 51)「活動指標」の「割り振られた勤務時間以外に業務に従事した時間が月あたり45時間を超える教員の割合」について、現状から考えると目標値を0%とするのは、かなり難しい目標である。学校現場では、教育課程の見直しなどによる業務精選が行われているが、学校主導では限界にきていると感じる。県、市町教委が主導となつての働き方の見直しが今後は重要になる。また、スクール・サポート・スタッフの配置は効果の高い取組であったと現場は感じている。人的配置増の取組である「教職員人材バンク」の設置及び学校での活用促進については早急に取り組む必要がある。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「割り振られた勤務時間以外に業務に従事した時間が月あたり45時間を超える教員の割合」はすべての教職員が満たすことを目標としている基準であるため、目標値を0%としています。今後「学校における業務改革プラン」を着実に実施することにより、多忙化解消を推進します。</li> <li>・令和3年3月に、新たに県独自の「静岡県教職員人材バンク」を設立し、電子申請システムから、いつでも人材登録ができるようにしています。学校勤務を希望する者の情報を集約し、市町教育委員会へ提供することで、代替未配置のさらなる解消に努めます。</li> </ul>
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P. 52)「活動指標」の「スクール・サポート・スタッフ配置校数」について、目標値を全校としているが、毎年、1校の配置時間が変動しており、令和3年度も令和2年度より1週間あたりの配置時間数は減少している。「配置校数」が目標値としてふさわしいか再考をお願いしたい。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度、全小・中学校479校へのスクール・サポート・スタッフの配置（週17時間平均）が実現していますが、国の補助額減に伴い時間数の減となりました。配置時間数は国予算の動向に大きく左右されるため、目標値とすることは困難ですが、今後も引き続き、配置拡充に向けて国へ要望していきます。</li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P. 52)「主な取組」に、「教員以外に任せられる業務を行う「スクール・サポート・スタッフ」の小・中学校への配置の拡充」とあるが、全校配置ではなく、実質的な配置の拡充をお願いしたい。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県では、全ての学校における教員の負担軽減を図るため、全小・中学校への配置を考えています。スクール・サポート・スタッフの配置時間（週17時間平均）については、各学校の実情等に応じ、柔軟に対応するよう各市町教育委員会に依頼しています。</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P. 56)「多様性」とは何を指すのか不明である。「誰もが人間らしく、幸せに暮らせる社会の実現に向けて」の「多様性」ならば、この中に全ての人が含まれるはずである。「外国人児童」や「家庭環境や経済的理由に左右される」子どもや、「特別な支援が必要な児童生徒」の話だけではない。多様性とは「そもそも人はみんな違う」ということをポジティブに表す意味で、一部のマイノリティだけを指す言葉ではないと思うが、どうか。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「多様性」の意味は御意見のとおりと考えており、計画の「第1章-1-(1)」に「児童生徒一人ひとりの力を最大限に伸ばす学びの充実」を位置付けるなど、「人はみんな違う」ことを前提としています。計画では、「多様性」の尊重という観点で、学校や地域等で問題意識が高まっている課題に焦点を絞っています。</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P. 56)「人権を尊重する教育の推進」を柱にするならば、「他者への共感や思いやりを持つ態度」は必要ないと思う。人権と思いやりを同列に扱うと、人権侵害や差別構造の問題を、個人の責任で解決するべきや、解決できるかのような錯覚が起こる。</li> <li>・「人権」とは、私を含む全ての人が大切な存在で、どんな人も社会から尊重されるべき存在だということを指し、「人権を尊重する教育」とは、「自分は大切な存在で、社会から尊重されるべき存在なのだ、全ての子ども達が心の底から思える。そんな教育の仕組み」のことだと思うが、どうか。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義しています。</li> <li>・「人権」とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」、あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」です。誰にとっても身近で大切なものであり、違いを認め合う心によって守られるものであることから、「他者への共感や思いやりを持つ態度」の育成は、重要であると考えています。</li> </ul>

No.	意見要旨	区分	対応（方向性）
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P. 57)「人権を尊重する教育の推進と人権文化の定着」に記載の全ての成果指標について見直す必要がある。現状値がないものも新たに指標として作り、目標との整合性をとったらどうか。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様性を認め合い、誰もが活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、各取組の進捗を判断するには全て適切な指標と考えています。成果指標との整合性を考慮し、目標に「人権教育等を通じて」を追記しました。</li> </ul>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P. 57)「活動指標」の「「ジェンダー」という用語を知っている人の割合」の目標値が70%になることに、何の意味があるのか不明である。削除したらどうか。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェンダー平等や性の多様性への理解を深めるには「ジェンダー」について知ることが重要であることから、啓発活動の進捗を測る上で必要な指標と考えています。(70%→90%へ修正)</li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P. 57)「活動指標」の「ヘルプマーク周知啓発出前講座開催数」など、個別具体的な事柄は他にもたくさんあるが、ここでは削除したらどうか。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプマークは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマークであり、J I Sに採用され全国統一の規格となっていることから、今後4年間の「主な取組」の進捗を判断する指標として用いています。</li> <li>・次期総合計画にも指標として掲載することとしており、その分野別計画である本計画においても、整合性を考慮し掲載しています。</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P. 57)「施策群ア」の説明文について、「共生社会」は、「全ての人々が社会から阻害されず、人間として生きることが承認され、支援体制が確立している社会」であるとしたら、それは人権問題であり「思いやり」と同列ではないと思うが、どうか。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お互いの人権を尊重し合う共生社会の姿として、思いやりあふれる「社会」となるよう取り組んで行くという趣旨であり、人間性を育むことは、人の成長、社会の成長に不可欠なものだと考えています。</li> </ul>
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P. 57)「施策群ア」の説明文について、「人権尊重意識の高揚」とは何を指すのか。人権が尊重されることは、全ての人々の生きる権利が尊重されることであって、「意識」を全ての人々が持つことは、「高揚する/しない」の話ではない。人権尊重の後に続くことばとして相応しくないと思うが、どうか。</li> </ul>	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の中で「人権」という権利を守っていくためには、自分だけでなく、他者の「人権を尊重する」という考えが広がる必要があります。そのため、社会全体として、人々の持つ人権の意識を高揚させていくことは、大切なことであると考えています。</li> </ul>
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(P. 57)「主な取組」にある「人権への配慮」とは何を指すのか。人権とは全ての人々の生きる権利であって「配慮する/される」性質のものではないと思うが、どうか。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人権」は、全ての人々の生きる権利であり、社会の中で「人権」という権利を守っていくためには、自分だけでなく、他者の「人権を尊重する」ことが大切であることから、「人権への配慮」が必要であるとありますが、啓発としてより広く捉えるため、「第2章-1-(1)-ア」の「主な取組」の文中から「人権への配慮を促す周知」を削除しました。</li> </ul>

No.	意見要旨	区分	対応（方向性）
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>義務教育後の「社会的に困難さのある子ども」への具体的な取組みが少な過ぎる。神奈川県や東京都のような、いわゆる「教育困難・落ちこぼれ（学業困難）・不登校・発達障害者」への「学び直し」や「社会から放り出さない仕組み（追跡調査など外部との連携も含め）」を重点的に取り組んでほしい。</li> <li>その後の社会的な問題（8050問題、貧困など）とも密接に関係している事は明白だが、現状のままでは社会的な損失の増加となるのではないかと。人口は減少しているが、対象者「社会的に困難さのある子ども」は増え続けていることに対し、県としても何らかの策を講じてほしい。</li> </ul>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県では、発達障害等のため学習上又は生活上の困難のある生徒を対象として、静岡中央高校での通信制3キャンパスで自校通級、また、巡回による通級指導を高校からの要請に基づき実施し、学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服できるよう、個々の状況に応じた指導を行っています。</li> <li>様々な理由により9年間の普通教育を十分に受けられなかった人や十分に受けられないまま卒業をした人に対し、義務教育を受ける機会を提供するため、令和5年4月に、静岡県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)を磐田市と三島市に設置し、「誰一人取り残さない教育の実現」を図ります。</li> <li>ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族向けに、公的支援機関及び民間支援団体を掲載したリーフレット「“ふじのくに” i (アイ) マップ」の作成・配布と、掲載団体が個別相談に応じる合同相談会の実施を行っていることを追記しました。</li> </ul>
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>(P.63)「活動指標」の「発達障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数」について、学習支援員のニーズは高いので、ニーズ調査を基に具体的な数値目標を定め、それに応じた予算配分や人材配置を期待する。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>本県では、平成18年度から、学習障害(LD)や注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害を有し、通常学級に在籍する児童生徒の学習や生活指導等を計画的にサポートし、当該児童生徒への特別な教育的支援の充実を図るための支援員を配置しています。令和3年度も、県内全ての市町に対し、地域バランスを考慮しながら103人を配置しました。</li> <li>また、各市町には、国からの地方財政措置が行われており、それを活用して市町での支援員配置など特別支援教育の充実を図るよう依頼しています。県と市町による取組が混在しているため、統一的な目標値の設定は困難ですが、支援の充実に向けて市町と共に取り組みます。</li> </ul>
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>(P.63)「主な取組」の「特別支援教育コーディネーターを核とする小・中・高等学校の校内支援体制の整備」の記載については、「特別支援教育コーディネーターを専任化し、校内の特別支援教育のさらなる充実を図る」に変更することを検討してほしい。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校において、特別支援教育コーディネーターの専任化が適切であるかは、各学校の状況に応じて判断が異なりますが、特別支援教育コーディネーターが十分機能できるよう、受け持つ授業時間数の軽減をはじめ、各学校に業務内容や校内体制の見直しを促していきます。あわせて、児童生徒の教育的ニーズに応じた取組に向け、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織づくりにより、教員個々の資質向上を図るとともに、校内の特別支援教育の更なる支援体制の充実を努めます。</li> <li>県立高校では、現状、特別支援教育コーディネーターを必ず指名し配置しています。また、各コーディネーターの資質向上のために、毎年悉皆研修を実施しています。</li> </ul>